



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和元年12月17日(火) 号外(第3号)

目次

告示

○知事指定薬物の指定(薬務課)

ページ

2

■ 告 示

◎群馬県告示第230号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和元年12月17日

群馬県知事 山本 一 太

1 知事指定薬物の名称

- (1) メチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3-フェニルプロパノアート(通称名MP h P-2201、MPHP-2201)及びその塩類
- (2) 2-(ブチルアミノ)-1-(4-クロロフェニル)プロパン-1-オン(通称名4-Chloro-N-butylcathinone)及びその塩類
- (3) 3-[1-(エチルアミノ)シクロヘキシル]フェノール(通称名3-HO-PCE)及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和元年12月18日